

令和6年度 第1回 中心市街地における 公共施設の在り方に関する検討委員会

日 時 令和6年12月18日（水）

午後1時30分～

場 所 千代田庁舎第1会議室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 検討委員会構成員紹介

4. 議 事

（1）委員長及び副委員長の選任について

5. 説明事項

（1）検討委員会設置要綱（概要）について

（2）公共施設の現状と課題について

（3）市街地公共施設の現地視察について

6. そ の 他

7. 閉 会

中心市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会

◆委員名簿

No	検討委員	氏名	所属等
1	学識経験者	大澤 義明	麗澤大学教授 筑波大学名誉教授
2		笹尾 知世	麗澤大学准教授
3	各種関連団体の委員	久松 公生	文教厚生委員会委員長
4		大橋 秀昭	区長会副会長
5		塚田 愛子	区長会
6		坂本 一衛	図書館協議会委員長
7		福田 昌浩	PTA 連絡協議会長
8	市職員	廣原 正則	市民部長
9		羽成 英明	保健福祉部長
10		加藤 洋一	教育部長

※委嘱期間：令和6年11月20日～令和8年3月31日（所掌事務が終了するまでの期間）

◆事務局

所属	氏名	職名
市長公室	横田 茂	市長公室長
政策経営課	神野 厚	課長
	樽見 大輔	課長補佐
	稲垣 陽介	係長
	神永 涼	主幹

【議事】

(1) 委員長及び副委員長の選出について~~—(案)—~~

役職	氏名	所属等
委員長	大澤 義明	麗澤大学教授 筑波大学名誉教授
副委員長	大橋 秀昭	区長会副会長

※要綱より一部抜粋

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
 - 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

中心市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 中心市街地における公共施設の在り方等を検討するため、中心市街地における公共施設の在り方に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、必要な事項を市長に報告するものとする。

- (1) 中心市街地における公共施設の在り方に係る調査研究に関すること。
- (2) 中心市街地における公共施設の在り方に係る計画立案に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種関連団体の委員
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了するまでの期間とする。

- 2 委員が欠けたときは、委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年9月30日から施行する。

(失効)

2 この告示は、第2条に規定する所掌事務が終了した日限り、その効力を失う。